

第五回 都市自治体における人工知能の利活用に関する研究会
議事概要

日 時：2018年12月18日（火）10:00～12:00

場 所：都市センター会館 7階 705会議室

出席者：大杉覚 座長（首都大学東京）、

後藤省二 委員（地方公共団体情報システム機構）、

小林隆 委員（東海大学）、松原仁 委員（公立ほこだて未来大学）、

清水雄大 委員（姫路市）、中山健太 委員（宇城市）

（事務局：日本都市センター）

石川研究室長、池田副室長、早坂研究員、釘持研究員、黒石研究員、原研究員

議事概要

- ・委員話題提供（松原委員：未来AI研究センターと未来シェア）
- ・報告書に関する議論
 - ・骨子案の読み合わせ
 - ・内容調整

1. 委員話題提供

（1）松原委員からの話題提供

- ・未来AI研究センター（松原委員が代表取締役）を設立し企業との共同研究等を行っている。ここでは、漁業、農業等様々な分野を取り扱っているが、本日は交通について取り上げる。
- ・交通分野では「リアルタイム乗り合い」サービス提供を目指している。これはバスより便利でタクシーより安いサービスであり、必ずしも車を所有する必要はなくなり、自治体にとっても補助金を減らせるというメリットがある。なおこのサービスをSAVS（Smart Access Vehicle Service）と呼んでいる。
- ・SAVSは、スマホアプリによってタクシーのように乗りたい時に呼ぶことが出来る。マルチエージェントシステム（AIの一分野）により、車の割り当てを瞬時に行うことが可能になった。
- ・人の移動に加えて物の移動や、病院等様々なサービスや自動運転との連携も考えている。
- ・導入の初期投資としてはタブレット数台あれば可能である。

- ・様々なシミュレーション結果があるが、過疎地や大都市では効果が高い。
- ・Uberとの違いについては、Uberは、基本的にはドライバーと乗客の利益を最適化するが、SAVSは全体最適を目指しているものである。
- ・料金体系については各種試行錯誤中であるが、一つの案として台湾等で導入されている定額制度等を考えている。また、利用者にアンケートを実施しており、これらの結果を踏まえつつ料金制度を検討する。
- ・SAVSの導入にあたっては、実証実験を実施しようとした際、タクシーやバス会社などとの利害関係者の調整に苦労したことがあった。

(2) 質疑応答・意見交換

- ・自治体に期待する役割は何か。
⇒SAVS導入にあたっては、利害関係者の調整が非常に大変なので、そのまとめ役を地元の自治体で行っていただければと考えている。自治体のリーダーシップが上手く作用している地域では導入が成功している傾向にある。
- ・人口規模3万以下、及び10万以上の都市の大半はSAVSが有効になりつつある。
- ・分析がまだまだ不十分であるため、IoT、AIを使いながらデータを収集して適切な公共交通のあり方を検討したい。
- ・ユーザーインターフェースとして音声の指示や応答についても現在検討中である。

2. 報告書に関する議論

- ・人工知能、AIについては「AI」で表記を統一する。
- ・AIにRPAを含まないこととする。以前はRPAとAIを一緒に論じていたが、現在は区別するケースが多い。
- ・時間軸（例：30年後）と共に、行政の将来のあるべき姿についても提言としてまとめた方がよい。
- ・短期的なビジョンと中長期的なビジョンを明確に書き分けなければ誤解を招く恐れがあるので、留意すべきである。
- ・オープンデータすら、十分浸透していない中でその先の話をするのが果たして有益かどうかは慎重に考えたい。

3. 委員補足説明

後藤省二委員

- ・都市自治体がAIシステムを利用する場合に、「委託」若しくは「サービス利用をする」という考えがあり、これらの性質を整理した。

- ・クラウドサービスにおいては、データの保管や変更はユーザーの責任において行うという契約になっている場合が多い。また、ソフトウェアについてもその責任は利用者に帰すというケースが目立つ。
- ・地方自治法では歳出を28の節に分類しており、その歳出がどの節に当てはまるかについても意識する必要がある。
- ・個人情報保護の観点で言えば情報の管理主体が問題になる。クラウドサービスの場合はデータがどこにあるかも不明確で、国内法が適用されるか否かについてもあいまいなケースが多い。
- ・クラウドサービスを使うにあたっては、サーバーにデータを残すか否かもポイントになる。

4. 事務局補足説明

- ・総務省で非識別加工情報の取扱いについての研究が行われている。その研究会の案によれば、行政機関が民間企業に情報提供する場合、作成組織という別の組織を立ち上げてそこで非識別加工化を行うことを想定している。
- ・非識別加工に関する条例の制定状況については、一部の県及び町が制定しており、都市自治体（市区）については1市のみとなっている。

<意見交換>

- ・非識別加工情報と匿名加工情報の違いが分かりにくいのできちんとした整理が必要である。
- ・匿名加工情報や非識別加工情報については民間での利用希望が多く挙がっているが、異なる種類の情報と組み合わせると個人特定が可能なケースもあるため、議論の余地があると考えている。
- ・k-匿名化という手法等で匿名化することによって、一定の統計分析には有効に活用できるが、匿名化により失われる情報量も多く正確な分析が出来るか否かについては課題がある。
- ・活用可能なデータの過剰規制につながらないよう、丁寧に議論を進めていくべきではないか。

(文責：事務局)